

道路の財源になつて行くのであるけれども、二十九年年度においてはまあこういった四十八億だけについての措置が必要だというところからお出しいたした次第でありまして、私どもも實際税そのものについては余り目的税的なことは最初から大蔵省としては喜んでいないことは御承知の通りです。併し皆さんの御意向がそうなつておつたものだから、いわば国会の御意向に従つておるということでございます。

○田中一君　で、その実施も二十九年年度から実施になつておりますが、それも突然変えられて七十九億というものを分離して、別な方法で以て交付するという形になつた閣議の決定事項ですね、その決定した意思というものはどういふところから出たおるか、塚田君と両方から一つ伺いたいのですが、建設大臣の場合は戸塚さんがよくわかるのです。戸塚さんもこの道路整備五カ年計画に対しては賛意を表しておるのですから……。

○國務大臣(塚田十一郎君)　私はこの揮発油税の一部を地方に譲与税の形で持つて来るということがどういふ考え方から出たかということとは、大蔵大臣がどのようにお考えになるかは別といたしまして、私としてはどういふように了解しておる。私は正確には何という法律の名前になつておりましたか、揮発油税相当額を……、道路整備費の財源等に関する臨時措置法案ですか、この法律ができたときに、私はもう少しよくお考え頂ければ、この税の一部分は当然、この税から上る収入が国において道路の費用に使われるということになりますと地方負担の部分の起

りますから、一部分は地方に持つて行く、こういう構想がこの法律でできておれば非常によかつたのだじやないかと思つておりますが、そういうことになつていなかつた。従つて私はこの道路整備の財源等に関する臨時措置法自体にそういう工合に不備な点があつて、一部分地方にこういう形で来るということは、私は揮発油税をこういう目的に使うという、目的に合致しておる、こういう考え方が一つ、それから

恐らく大蔵省のお立場としては、全部中央で使われて、それに伴うだけの地方負担を更に別途に交付金その他で見込まなければならぬということになると、総体で言いますと、財政支出というものが非常に大きくなるのでありますからして、今年の緊縮予算というものとの歩調を合わせるという意味において丁度いい点を捕えたということであつた法律ができて、御指摘のように一年、まだ実施もしておらんのであります。が、今年の非常な緊縮財政というものを頭に置いて、かた／＼さつき上げましたようなもう一つの理由と併せてこういう措置をとつたものじやないだらうか、私はこういうふうに了解しております。

○國務大臣(小笠原三九郎君)　今丁度塚田自治庁長官がお話の通り、大体大蔵省におきましてあの当時申し上げましたのは、災害が御承知のごとく非常に多くて、そうして公共事業費等に対する財源その他の問題があり、さればと云つて地方の負担増加の問題等もありまふので、そんな点から本年に限つてガソリン税のうちこれ／＼、四十八億でしたかの措置をとることにいたしました次第なんです。まああいつた大

きな災害がある、そういうことで今年度の特別措置は止むを得なかつたというように私は当時承知しておつたのであります。

○田中一君　吉田首相が今度外遊するについては道路整備の問題については相当研究して来るというようにことが今日の新聞に出ておりますが、副総理は若し両方とも陸案になつて、道路整備費の財源に関する法律案に示したように、ガソリン税の相当額を全額道路整備に使うという措置については、吉田首相の道路整備についての御意見は賛成なはずだと思つております。戸塚建設大臣も当時これに賛意を表しておりました。そうして早急に五カ年計画を作ろうということを約束しておつたのです。副総理はどう考えられますか、この点について。

○國務大臣(緒方竹虎君)　これは閣議でガソリン税について、これを目的税的に扱うようなことがきまつたときの事情を承知しておりますが、勿論財政が許せば道路整備を急がなければなりませんけれども、あの法律がありまして、先ほど大蔵大臣から述べられたように、昨年特別の災害等大きな費額を要しましたために、最初考へておつたような措置がやりにくくなつた。そういうために止むを得ず今度の措置をとるようになったのだと考えますが、道路全体につきましては、これは私は日本の経済上、又文化上、財源の許す限り是非そういう点整備したいという考えを持つております。総理がどういふ意見を持つておられるか、総理自身としては、公の目的としてそういう案を具して行かれるわけではないのであります。総理がこの問題に非常に熱心

であることは先ほど来お述べの通りであります。

○田中一君　今副総理は総理が道路……、今日新聞を見ますと道路のことも相当調査して来ようということも言つていますけれども、今伺つてみますと、そればかりでなくて、別の意思があるように聞いていますが、どういふ目的で総理は外遊なさるのですか、又どの国に行つてはどういふ目的、この国に行つてはどういふ目的、ということになると思うのですが、今道路の問題は違ふとおつしやるなら、アメリカに行くのはどういふ用件をお持ちで行くように副総理は了解しておるのですか。

○國務大臣(緒方竹虎君)　これはまだ国会の進行中で、総理の旅行が正式或いは公式にきめられておりませんので、総理もまだ国会に向つて発言の機会を持つていないような次第であります。が、ただ我々総理から聞いておりますのは、要するに一つの親善旅行といひますか、戦争後国の非常な惨憺たる状況から今日一応の安定を得るまでに至つたその間において自由諸国、特にアメリカの厚意或いは援助等があつたつて大きな推進力をなしておる。まあそういうことに対して、アメリカに限りませんが、一つの国民的の謝意を表したい。又皇太子殿下が外遊されたときに各国が非常な厚意を示してくれました、それにもこの機会を利用して一つ謝意を表したい。又日本の将来の国策或いは繁栄策をきめて行く上に、自分の目で国際状況をよく見究めて将来の参考にしたいという目的は、総理の公にされるであろう目的は、具体的なものは実は持つていないのであります。

す。私の想像では、又私らの期待では、総理の直接アメリカとかイギリスとかの實力者と会見をして意見を交換されることによつて、そこに日本の将来の国際関係をよくして行く新たな雰囲気を生ぜしめ得るであらうといううなことなんでありまして、何かの会議とか或いは特殊のきまつた目的を持つて行くということではないように承知しております。

○近藤信一君　関連して。今緒方副総理が吉田総理の渡米については皇太子の渡米のときのお礼やら、それからいろいろあれだと言われるのですが、新聞には一億二千万ドルの借款に行つて、その金によつて弾丸道路とそれから愛知用水のダム、これに使うところの費用の借款に行くのだ、こういうことが新聞にでか／＼と出ておるのですが、そのことについて政府はくそ隠しのようになつて行くかばわからんのですが、あの新聞が書くというからには、火のない所に煙は立たないと、こゝろから言われておりますから、何かそこにあるのじやないか、こういうふうな我々感ずるのですが、この点緒方副総理はどう感ぜられるのですか。

○國務大臣(緒方竹虎君)　それは総理が公式の目的として示した目的がどうか聞いておりません。ただ時期を一緒に向井元大蔵大臣その他が行きますので、その際に総理がアメリカ等の實力者と会つておる間に日本の復興再建といううなことも自然問題になりましようし、その場合にそういう問題に発展することもあり得る。従つて如何なる話が出た場合にも日本の実情を説明する用意はして参つております。

○近藤信一君 そのために稲浦事務次官を同行するわけなんです、若しそういうことがあるとして、向うで借款が成功したという場合に、その借りた金を全部私が今言つたように弾丸道路、それから愛知用水のためにこれを消費される、充てるつもりであるかどうか、その点どう考えられるか。

○國務大臣(緒方竹虎君) 愛知用水或いは道路の整備というようなことも話題にはなつておるようです。であります、道路につきましては別な考えも總理にはあるようで今度飯に一行がアメリカに行つた場合にそういう問題が自然に発生して、何がしかの外資が結実した場合にそれをどう使うかということはまだきまつておりません。できるとはできないか、今仮定の問題でありますのできまつておりませんが、そういう新しい、好ましい雰囲気が生じた場合に、どういふ問題が起るうともそれに受け応へのできるだけの用意は各省の資料に基づきまして持つて行くことになつておると考えております。

○近藤信一君 私が聞くところによると、政府と党である自由党の議員さんたちが、地元の方で、愛知用水のこの建設は今度吉田總理がアメリカへ行つて借款して来るその金でやるのだから皆心配することない、もう必ずこの愛知用水はできるのだ、こういう宣伝をされておるわけですが、その点は大蔵大臣も地元のことであり、関係あると思ふんですが、大蔵大臣はこの点どんなふうに考えておられますか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 実は全般のこの問題についての私は考えを承知しておりますが、御承知のように世界銀行から私宛にこれは一切発表して

くれるなということを言つて来ておりますので、発表はできませんが、実は手紙が来ておつて、その中に食糧増産等について非常に自分のほうでも協力したいというのを言つて来ていることがあるのです。従つて食糧増産について先に愛知用水等を調べておる。勿論そのほかにも例えば北海道の泥炭地であるとか或いは八郎潟とか有明海について一応のそういう調査をしていっている、いづれ事がきまるときには向うからそれ／＼専門家が来て、その地点等をきめることになろうと、こう思ふのでありまして、とにかくその他の関係から見ても、愛知用水が比較的大きく浮び上つて、私は愛知県から出ている者であります、そういうことについてはただ愛知用水ということが考えられていたとしても、これはいろいろ世間で言われているけれども、それについての事情は向うとの折衝はできているから、別にこれに對して何とも申し上げておりません。

○近藤信一君 折衝ができていなくても、一応の折衝が成功したらこうなるのだという政府の一応の見通し、計画がなければあつた新報も出て来ないと思ふのでありますが、その点若し成功したならばどういふふうにするのだというふうな一応の見通し、計画と願ひたいと思ふんですが。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 只今申しましたように日本が平年でも食糧を二割も買わなければならぬ国であつて、食糧増産は日本のためにも、又日本が改善せんとしている国際収支の上からも必要である。こういうことは向うで言つているのでありますが、勿論必要があれば向うで技術者をよこしてそれ／＼研究しようということも言つてくれているのでありますけれども、併しどの地点をどうするといふまだ具体的問題になつておりません。ただ先ほど私が申しました通りに、愛知用水というのは、昨年このドーブル氏一行が来たときの、世界銀行調査団一行が来たときに綿密な調査を向うはしてありますが、従つてそういう食糧増産といふことについて愛知用水が相当強く考えを持つていられると思ふのでございませう。なお愛知用水等は御存じかも知れませんが、総合開発を目的とされて、本會川の或る地点にダムを作つて、そこで発電をし、更にその用水をずつと愛知県の東部、更に知多半島のほうに出まして、今非常に不毛の地になつていふようなところを灌漑して、あつた附近に欠けていた工業用水を併せてやろうというので、単に食糧ばかりの問題になつておらんのが地えの計画であります。従つて向うが書いていっているのは食糧増産についてということを書いておられますので、そういうことも含まれていられるかどうか、この点はまだ今のところ全然わかりかねてい

うで言つているのでありますが、勿論必要があれば向うで技術者をよこしてそれ／＼研究しようということも言つてくれているのでありますけれども、併しどの地点をどうするといふまだ具体的問題になつておりません。ただ先ほど私が申しました通りに、愛知用水というのは、昨年このドーブル氏一行が来たときの、世界銀行調査団一行が来たときに綿密な調査を向うはしてありますが、従つてそういう食糧増産といふことについて愛知用水が相当強く考えを持つていられると思ふのでございませう。なお愛知用水等は御存じかも知れませんが、総合開発を目的とされて、本會川の或る地点にダムを作つて、そこで発電をし、更にその用水をずつと愛知県の東部、更に知多半島のほうに出まして、今非常に不毛の地になつていふようなところを灌漑して、あつた附近に欠けていた工業用水を併せてやろうというので、単に食糧ばかりの問題になつておらんのが地えの計画であります。従つて向うが書いていっているのは食糧増産についてということを書いておられますので、そういうことも含まれていられるかどうか、この点はまだ今のところ全然わかりかねてい

かそこに矛盾が私出て来るのじやないかと思ふんです。この点大蔵大臣はどうお考えになりますか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 先ほど私が申しましたように、それは愛知用水の計画なんでありまして、政府は何らそれについて計画いたしているものではないと思ふ。愛知用水としてのそういう計画があつてその調査を進めたいと思ふことは御承知の通りであります、予算の配分については今日緊縮予算をやつておられます関係上、私も食糧増産についてはもつと日本の食糧事情を鑑みてやりたいと思ふのであります、何分乏しい予算の配分が思うに任せなかつたのであります、これが例へば外資等が入つて、日本の大きな予算を伴はずしてでき得ることがあれば最も望ましいと思つております。

○田中一君 吉田首相の外遊につきまして緒方副總理は一応国内が安定してから行かれるのだということを答弁しておりましたけれども、無論その中には国内の政治もありましようし、生活もありましようし、或いは経済もありましようし、そこでその気持から言う、むしろ外遊する前にせめて担当している政局だけは、これは簡単にできるのですから、政局だけは安定させて外遊するやうなつもりでおられるのか、その点はどうぞいいますか。

○國務大臣(緒方竹虎君) 政局の安定は簡単にできるとおっしゃいますけれども、なか／＼簡単にできないのでございませう。政局の安定ということとはど

ういふ意味で言われましたか知りませんが、私も政局の安定というのは、国会内の政府の基盤の安定が中心になつて政局が自然に落着くというふうなふうな解釈して参つておりますが、そういう点から見まして、まだ政局の安定が十分であるといふことは申されな

いと思つております。勿論總理大臣が外遊する前に政局の安定も、実際の国民生活が今日以上に安定することが望ましいと思ひますけれども、先ほど申しましたのは、敗戦直後のあの惨憺たる、混沌たる時代から一応落着いて来た今日までの間、その期間におけること等を申し上げたのであります。今日の何がこれは安定しているとは言えないことは勿論であります。

○田中一君 そうすると先ほど一応戦争直後の状態よりも今はよくなつたからイギリスやその他に行くといふことなんでも、私は、政局の安定といふものは吉田首相がおやめになれば一番安定されるものと思ふんです。これはむしろ緒方副總理も新党運動を熱心にお進めになつていらつしやる、そういう点からこれは一番大きな問題だと思ふ。

○國務大臣(緒方竹虎君) ちよつと答へるのしようがありませんが、政局の安定といふことは私としては先ほど申し上げたように考えております。

○田中一君 脇道にそれましたが、大変同僚議員に御迷惑をかけまして申訳ありませんが、そこで前回の委員会におきまして、この道路整備五ヶ年計画といふものを閣議決定されて、これは一応五ヶ年計画の五ヶ年分の計画を示されてあるんです。これに足りないものは年次計画なんです。本年度は

いふ意味で言われましたか知りませんが、私も政局の安定というのは、国会内の政府の基盤の安定が中心になつて政局が自然に落着くというふうなふうな解釈して参つておりますが、そういう点から見まして、まだ政局の安定が十分であるといふことは申されないと思つております。勿論總理大臣が外遊する前に政局の安定も、実際の国民生活が今日以上に安定することが望ましいと思ひますけれども、先ほど申しましたのは、敗戦直後のあの惨憺たる、混沌たる時代から一応落着いて来た今日までの間、その期間におけること等を申し上げたのであります。今日の何がこれは安定しているとは言えないことは勿論であります。

○田中一君 そうすると先ほど一応戦争直後の状態よりも今はよくなつたからイギリスやその他に行くといふことなんでも、私は、政局の安定といふものは吉田首相がおやめになれば一番安定されるものと思ふんです。これはむしろ緒方副總理も新党運動を熱心にお進めになつていらつしやる、そういう点からこれは一番大きな問題だと思ふ。

○國務大臣(緒方竹虎君) ちよつと答へるのしようがありませんが、政局の安定といふことは私としては先ほど申し上げたように考えております。

成るほど一応数字が盛り込んであります。が、次年度からこの五カ年分の年次計画がないと恐らく五カ年計画そのものを実施する段階におさましていろいろな意味の障害におさまると思ふです。これは建設省は一応この五カ年計画を作っております。建設省も、恐らく大蔵省の、大蔵大臣の圧力に屈して、金のことですからなか／＼大蔵大臣うんと言つてくれないというので、本年の分は、今までの道路関係費を全部集めたものを二十九年度分としてここに出してゐると思ふのであります。

年次計画は建設省は持ちになつてゐるか、それから大蔵省はこの年次計画に対する計画を若し持つてゐるとされるならば、その計画に対しては承認するつもりですか、或いは年次計画を出さないでも、予算の編成はおれのほうに編成権があるのだからその年々の経済事情によつて、或いは収支によつて変つて来るんだから困るというふうな意思を表明して五カ年間の年次計画がでないのか、この点大蔵大臣の御意見を伺いたい。

○国務大臣(小笠原三九郎君) 年次計画は、これはできるだけ具体的に付けることが最も望ましいのであります。が、ただ只今のところは何年度にどれだけやるか、こういうことになりまると、実はそのときのガソリン税の収入とかその他の／＼な事情にも左右されますので、私もは只今からそれを確定することは容易でないと思つておるものであります。従つてまあ道路整備の財源措置法で定められた五カ年計画としては、お手許へ配付してある程度のものであります。併

し計画を具体化したためには、いろいろ／＼各工事の優先順位等に従ひまして着手時期を授けたいと思ふれば、大体御要望に應え得るんじゃないか、かように考へておる次第でございます。

○田中一君 建設省は五カ年計画の年次計画を持つておりますか。

○政府委員(南好雄君) 建設省当局といたしましては、五カ年計画の年次計画は持つております。先委員会におきまして、田中さんも御承知のように、大体五年間に二千六百億、その二千六百億は毎年々々のガソリン税相当の見込額を合算したものであります。それにプラス一般会計から二百八十三億ばかり支出して頂く予定の下に、各年次計画は閣議決定の内容にはございせんが、毎年々々のいわゆる道路計画について、その年のいわゆるガソリン税収入相当額が基礎になりますから、建設省といたしましては五カ年計画は年次均等の計画を立てて進んでおるわけでありま。

○三浦辰雄君 今大蔵大臣の御答弁で、それは成るほど年次計画というものが伴つて閣議決定というものはしたほうが適當だと思ふけれども、手許にあるような閣議決定の程度、つまり総額の程度で済めたものであつて、この程度であるならば五カ年のうちに大体賄えるつもりである、こういうお話がありま。で、この道路整備費の財源等に関する臨時措置の法律は、御承知の通りに第二条の一項で、建設大臣が五カ年計画を策定して「閣議の決定を求めなければならぬ」とし、そうして第二項に持つて行つて、その「決定があつたときは、遅滞なく、道路整備

五箇年計画を関係都道府県知事に通知しなければならぬ」として、それから更に三項目に、「道路整備五箇年計画を変更しようとする場合は、前項の規定を準用する」といつて、一々変更したたに閣議の決定を求め、そうしてそれを関係都道府県知事に遅滞なく通知するということになつておる、このように点から見ても、又この法律の審議の際に當りまして繰返された質疑の内容から見ても、これは今大臣が言われたように、年次計画というものを明らかにして閣議の決定を求むべき精神であることはこれは明らかなんです。

○国務大臣(小笠原三九郎君) その精神はさうだと思つておりますが、実はまあその財源につきまして申すと、国のほうの財源と地方財源とあるわけなんです。さうして相當地方のほうへ大きな負担が行きますことは皆さん御承知の通り。従ひましてなか／＼さういふ点から簡単に実は結論が出て来ませんので、それで只今申上げたような、まあ率直な御答弁を申し上げておる次第であります。

○三浦辰雄君 率直な御答弁を頂いて結構なんです。が、実は昨日でありましたか、主計局の原次長が見えまして、この問題でいろいろ／＼と質疑がありまして、結局のところはこの総事業量の二千六百億、今の国庫負担との関係で言へば、国庫は二千六百億のうち千六百八十三億、あの閣議決定の際に参考資料としてくつ付いておつた事業分量とその経費の概算、これは原則として年平均を基準として毎年これをつまり平均的なものを基準として考へる。ただ併し財政規模、国のいろいろ／＼な事情等

によつて、それは成るべくその基準額を守りたいけれども、それはその年々によつての事情によつては変更することがあるかも知れませんが、原則としてはその基準は守りたいんだ、こういう御説明があつたんです。私もその席に見えたときは南次官もおられましたし、地方自治庁もおられました。が、不幸にして閣議は持廻り閣議ださうであります。その辺のところをはつきり一応確認したために今日お揃ひでおいでを願つたのであります。この通り絶対にやるんだとは、事の性質上言えないことを私も求めておるのではないので、ただこれをできるだけ基準としてやるという精神である、こういう点が明らかにすれば私としては了承するところなんです。その点どうでしょうか。

○国務大臣(小笠原三九郎君) その点は仰せの通りであります。これは実は私もどもガソリン税の収入を基礎として五カ年計画を国の分は立てておるのでござい。ますから、収入が、国に非常な経済上の変化があるといはしますれば、それは別でござい。ますが、さういふ急激な変化がないと考へられますから、大体五カ年間の国の財源については、将来の歳出による分については心配は要らない、かように考へておる。従つて今おつしやつたように、二年は、まあ本年も先ほどちよつとお断り申上げましたが、非常に災害が起つて来ると、どうしても予算の按配上多少のことを忍んで頂かなければならぬ場合が起りますが、原則としてでござい。ますれば、これはお話のように五カ年平均のものを原則として行く、この点には何ら私も意向を変えてお

りません。ただ今のような特別な事情があるときにはこれは一つ御了承を願うほかはないと思ひます。

○三浦辰雄君 そこで更に議論が昨日も交わされたんですが、ここで確かめたいのは、そこまでが原則的に了承ができるんだとすれば、この臨時措置法の審議の際にも、こういったたやや紐付的なものを含む法律というのは国家の財政、国政の運用上如何かという問題が議論せられ、併しそれよりも増して必要だと考へられる今日の日本の道路の整備のことであるから、外国においてもさういふ例は多々あることであるし、彼我考量しても、やはりこの法律というものは日本の再建のためにはこの道路では何ともしようがないから、計画的にその修繕をして行くのがいいだろう、さういふことになつた。従つて計画的に道路を補修し改善し、舗装して行くといふことからいたしまして、今の均等割といふものを原則として行くことをお認めになつた以上、この道路を担当する省から五カ年計画といふものを、そのお認めになつた範囲内において作つておくといふことは効果的に非常に、同じ出す金が使われると思ふのです。でありますから私は事務的な問題ではあります。が、この範囲内において年度別に、それ／＼府県別に路線名を挙げ、事業分量を挙げ、額を挙げたものを作つて、さうしてこの五カ年計画について非常に御研究をなされた関係上、今日お見えになつております三省関係で確認をして頂きたい。このことは道路整備五カ年計画の本当の狙いを端的に表わすものであり、同時に折角出す金といふものを計画的に効率的に使うところの一つの非

常な何と言いますか、便利な方法、大變都合がいい方法だと私は思うのであります。この問題を自治庁との間でやりつぱりいろいろやりましたが、それはあえて差支えないというようなことに聞えましましたのですが、この際大臣として、先ほど大臣が述べられた意味において、そういうものが建設方面から出ました際には自治庁とも大蔵省とも相談の上、三者の相談の上に、これを事務當局の間でさせるということを御了承を頂きたい。こういうふうに私は思うのです。そのほうが効果的だという意味からは非そういうものを作つておくべきだ、私はこう思うのでございますが、如何ですか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 私は只今国の歳出に関する分につきまして申上げたのでございますが、先ほどもちよつと申上げましたように地方の負担に属する分はかなり多額に上るので、自治庁と十分な打合せを事務的にはまだやつておらん。事務の打合せはしてない。従ひましてそれはなかく、その打合せについてももう少しいろいろ研究をしてみないと、そう長くかかることではございませんけれども、私は簡単にどうもすぐ結論が出て来ることはむずかしいのじやないかというふうに考へておる。けれどもおつしやつたような御趣旨はできるだけ早く三者間で取極めて、その御趣意に副うことはこれは努めたいと考へております。

○三浦辰雄君 是非努めて頂きたいの部分ですけれども、この地方財政の負担する部分ですね。これについては五カ年計画の閣議の決定の際に附帶的にその問題については解決に努めるといふ非常な決意を表したわざく文句を入れられ

であるという御報告も頂いたのです。ですからそのことを前提としてならば私はそれをフランクに、その法律の趣旨より、地方民も喜ぶし効果的に使える、その措置のほうに是非お進みを願いたいと思うのですが、如何ですか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 御趣意はよくわかりますから、あのときの話合いもありますし、実はまだ結論も出ていないものですから、ここで私はばつと申上げることはできないと思いますが、御趣意はよくわかつておりますから十分それに努めたいと思います。

○田中一君 塚田さんに伺いますが、ガソリン譲与税は二十九年度だけということになっておりますけれども、この点は大蔵大臣もはつきりと確認しておるわけでございますか。

○国務大臣(塚田十一郎君) これは大蔵大臣とはつきりお話を申上げたことではない問題なものでありますが、併し私どもはどういう事情でそれを確認いたしておるか申しますと、御承知のようにに三十年度以降の分につきましては交付税をどういう工合に税率をきめるかということが、交付税のほうで問題になつております。交付税を三十年度以降において計画します場合に、あの率をきめます財政計画というものを、自治庁としては地方財政の計画を策定しておる。その中にガソリン譲与税というものはない、こういう話合いで大蔵省と交付税の率を決定いたしております。従つてこれは二十九年度假限りのものと、そういうふうに了解しております。

○田中一君 道路計画というものは部分的なものやないのです。やはり全体的な、長いものであるから、橋なら橋

一つやるということならいいけれども、橋一つやるにしても相当なものだ。地方ではとても一年ではできるものではない。従つて何年かかる、そうすると三十年度以降はその継続事業費というものが確認されておらないと、いろいろ地方でも仕事がいやに思う。そこで二十九年までで以て打ち切つて、今までのほかの継続費というものは、本年度交付する相当額は別に財源を求めて必ずその事業を継続するように、支障ないようにやるというような決意は付いているのですか。堀田さんには伺つてゐるのですが……。二十九年度に打ち切りますね。その財源というものは、三十年度以降、その事業は継続事業のはずなんです。地方でも、その場合に、その後の財源というものは、

○國務大臣(塚田十一郎君)　ガソリン
譲与税のことは先ほど申上げた通りで
ありますが、併しこの五カ年計画に基
く地方負担というものは、それは措置
ができないということになつておりま
すので、これは今度のこの五カ年計画
が閣議において決定いたします場合
に、御承知のような了解事項を付け
てこの問題は將來考へる、こういうこ
とになつたわけであります。

○田中一君　そうすると三十年代以降
の財源というものは、地方にどうい
うものを与へるつもりでいるのですか、
事業が継続されるものなんです。そう
すると今までの四十八億というものは
一応二十九年で打切ることになりま
す、その継続される事業の財

源というものはどういふものかを考へてゐるか。

○國務大臣(塚田十一郎君) それが、そこまでは今度の話合いのときには決定をしなかつたのであります。私どもといたしましては、今度の交付税といふ考へ方が、ああいう工合に一応率で以てきめて、打切りにしておくといふ考へ方でありますからして、そのときに考へていなかつた新しい財政需要に地方財政において起きたときには、何か交付税でありますとか、そういうもので以て欲しい。而も新しい負担、全額についてそういうふうに欲しいといふ考へ方を強く持つてゐるわけでありますけれど、大蔵省側には若干地方税増収といふものもその中に考へられるのじやないだらうか、又この

計画がなければ地方が単独事業でなければならなかつたものがあり、これができて単独事業に進むものができから、そういうものは負担できるだろうという、そういうような大蔵省の意向もありますので、結局そういうような財源措置はいろ／＼な考慮をつきまぜるということになると思います。

○田中一君 三十年度は少くともカソリン税収を又別に除いて、地方に交付税として渡すという考えは絶対ないわけですね、現在では。

○国務大臣(塚田十二郎君) これはカソリン譲与税が地方に来るということは、三十年度以降の計画には私どもはは、三十年代以降の計画には私どもはないと思うのであります。併し国から、どういふものを頂くかということは、地方財政の需要増の額に対して大蔵省との折衝の問題でありますからしして……。

○田中一君 そうすると折衝の問題で

すか。今度の年度だけの立法といううな形ではやらない、別の形で、必ずがある場合には財源を与えなければならぬ場合には考えるというわけですね。これを一年延長するなんていうことは考えておりませんね。

○国務大臣(塚田十一郎君) これはさういふ形では決定はしておらんわけでありまして、私どももいたしましてはどういう形で見ようか、何か必要な額だけの財源が中央から、国からもらえるということが必要なら、国からもらえるということが必要なら、どの形のもは困る、どの形のもはないということをおもとして、主動的にきめる立場にはないわけであります。

大体五カ年計画は千六百八十三億というものは必ず支出する。これは三浦君からもいふ／＼念押しがありましたけれども、無論非常事態の場合にはこれは当然変更されるものと考えます。併し非常に常識的に見て、或いは今度日本で航空母艦をつつ作ることとは、或いは今の政府では非常事態だとおつしやるかも知れないけれども、我々はそれを非常事態とは考えません。そういうような、これは非常識な話です。そういうものでない形の天災地変があつた場合には、これは非常事態と考へます。その場合以外は必ず建設省と話し合ひができました一千六百八十三億というものを、何と言いますか、平均しないでも、どういう形でも五カ年間に必ず支出をするという強い申合せと、それから大蔵大臣の決意はどうなつてゐる。これを伺うのは……

○委員長(深川タマエ君) ちよつと速記をやめて下さい。

○委員(深川タマエ君) 速記を起して下さい。

○田中一君 公営住宅三カ年計画十八万戸の国会の承認を求めたのです。そうして三十九年度で五万一千戸くらい切捨てたんです。これはまあ今の政府のいつものやり口なんです。こういうことがあつたのでは党内の一応のいゝんな反対があるのを抑切つて賛成した道路整備の法律というものは又騙されることになつてしまふわけです。そのような結果があつちやならないです。そこでではつきりと一応五カ年計画として盛り込んだときの千六百八十三億というものを、これでも少いんです。一般財政から千六百八十三億程度にや困るのです。約束が違うのです。一応これを了承するとして、これには五カ年間変更はありませんか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 今田中議員の御質問に対しては、私も先ほど三浦さんにお答えした通り、これは五カ年全体としては御同意申上げておることであつて、地方の財政にも関係があつて、地方自治庁長官も御同意申上げておるのでありますから、これに基いて実行いたす所存であります。同時に原則としての均分は私もいたしたと思つておりますが、いろいろなこともござります。今のよう航空母艦のようなそういう非常識なことを私も申せば、むしろあなた方国会において笑われるだけですが、併し成るほど無理がないなあというときは、これは原則として均分ということに御了解願つておいて、均分で行か

ん場合もあろう、このことは一つお含みを願ひたいと存じます。

○田中一君 私は非常事態という大蔵大臣の発言を非常に重視しているんです。御承知のようにアメリカから借りました船舶は主として上陸用舟艇なんです。上陸するための輸送艦なんです。護衛艦なんです。私はこの非常事態がアメリカの要請によつていつ日本に押付けられるかということを心配するわけなんです。そうした場合、日本人が海外派兵せよやならんということは非常事態になりましようかな。非常事態の限界をはつきり説明して下さい。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 天災地変或いは常態から考へてみて、これは成るほど今年の、例えば申上げる非常事態という言葉から漏れるかも知れませんが、成るほどこれではもう少し緊縮予算を組むほかはない、こういうような事態がどなたにも御了解が得られて、今年の予算が皆さんの御同意の下に成り立つたようなことがあれば、これはそういうこともございましょうけれども、今お話になつたようなアメリカのために海外へ派兵するとかいろいろ問題、そういったようなことは私は全然想像もいたしていません。又そういうことはあろうと私は考えておりません。

○田中一君 もう一つ伺います。保安隊の増員は、これは非常事態でしょう。○國務大臣(小笠原三九郎君) 保安隊の増員というものがどうも非常事態だとも私たちには解釈できません。○田中一君 そうすると保安隊を木村長官がすでに言つておられるように、もう

はつきり軍隊だと言つておられる形の軍備を進めて行く費用というものは、これは非常事態のものでなくして、今の政府としてはこれが当り前だという御見解の上に非常事態というやうなものを特におつしやるのか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 私は非常事態という言葉を使つたかどうか、実は田中さん申上げておきますが、私が言う意味は、さつき三浦さんにお答えした意味はそういう意味じやなくて、今年のような国の負担では、当初の負担では千五百六十億の金を出さなきゃならん、国の負担をしながら、こういつたやうな意味での話を申上げておるのであります。この道路計画の必要なことと道路計画をやらなきゃならんことは私もよく、皆さんと全く御同感なんです。一口に言えば口実を設けてやるといふことはしない、こういうふうにとつて頂いたら一番よくわかると思ひます。

○田中一君 小笠原君がまだ出席しないので、これは呼んでほしいと思ひます。小笠原君も要求しておりましたか。

○委員長(深川タマエ君) 速記ちとつとおやめ下さい。

○委員(深川タマエ君) 速記起して下さい。

○近藤信一君 一つ二つちよつとお聞きしたいのですが、先ほど大蔵大臣が原則的には均等計画を認めて行く、五カ年計画の内容の。こういうお話でございましてけれども、私はやはり五カ年計画というやうな大きな計画を立てる場合には、漠然と五カ年計画を立てるのではなくして、やはりこれは年次

的な具体的な一応の計画はしなくて、一応のアウトラインの計画だけというものはやはり私は立てなければ本當の五カ年計画というものが言ひ得ないのじやないか。ただ漠然と五年間でこれだけということだけでは、私たちが考えから行く完全な五カ年計画というふうには私は聞き取れないが、この点大蔵大臣はその具体的な年次計画を立てなくとも、一応のアウトラインに対する年次計画というやうなものに對して一応お考えがあるかどうか。そういうものも全然ない、ただ漠然と五カ年計画を立てるんだ、こういうお考えであるかどうか、この点を伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(小笠原三九郎君) 先ほど申上げました通り具体的に立ち得ればこれは一番私も望ましいと思ひます。これは先ほど来私が申しましたように、国のほうでは大体ガソリン税の収入という一つの目安があつて、これは大きな変りがあるやうなことはこれは近藤さんもおわかりと思ひます。地方のほうは相当大きな負担増を来たしますので、実はこれをやるかという話が十分に結論に行つてないの、そこで具体的なものをやりたいのは、私もそのつもりでおりますけれども、その話が付いておらん今の段階では、その辺で御了承願ひほかない、こういうことを申上げておるわけであり

ます。

○近藤信一君 これはなぜ私はこういうことを聞くかという、私の間私用で和歌山のほうに行きました。そうして昨年の災害に対する三・五・二の具体的な一つの案が出た。ところが今年

の緊縮予算からいつてそれが削られておる。そうして今の工事のあれを見

るといふと、ちよつと聞くとこにようになりますという、こういうやうに予算が削られたのではもう完全な工事でもきない。赤字で、下請々の工事をやつておるのです。これが一番下のほうに来るとやり切れない、これではもう手を抜くより仕方がない、こういうやうな話を私は聞いたのです。そうすると又台風期になつて来れば、折角こ

うやつて来たところが又それがやられてしまふということになると、これは賽の河原の何とかみたいになつて、積んではこれというやうなやつてしまふ。それで私は一応の計画を立てて、完全に早くやるというやうなことが計画を立てる基礎になるのじやないかと、こういうやうに私は考へるのですが、その

点大蔵大臣はどう考へますか。

○國務大臣(小笠原三九郎君) それは先ほど申しました通り、これは望ましいことと思ひますが、今のやうにまだそれについての十分な結論を得ておりませんので、遺憾ながら今の段階では申上げにくうござい

なく存じておりますけれども、大体六割見当というところになっておつて、最初の三・五・二というものは本年の予算で計上し得なかつたことは誠に遺憾であります。併しその問題とこの問題とちよつと私は別に今考へておる次第です。なお災害につきましても、なおこれは国の財政の措置がき得ればできるだけ早く災害を復旧して参りたいことは心から熱望しておる次第でございます。

なお皆さんも御承知の、私の生れたところは最もひどいところですから、あなたのほうも同様だろうと思つて、災害については復旧を心から熱望しておる。どうも予算の上で止むを得ず忍びますから、この機会にあしからず御了承願ひたいと思ひます。

○近藤信一君 そこで最後に私にお尋ねするのですが、やはり私は先ほどから論議されておる通りに、まあ今、日本の一番大きな仕事として道路計画、これはやはり外国から比べると日本の道路は、地方に行くと通れんような道路が幾らもあるというところで、そういうようなことが道路に対しては私は緊急を要する。必要だと思ふ。更に都會を見たつて非常に自動車が増えて来ておる。道路の通れんようなものがたくさんある。道路の問題については緊急を要する問題なんだが、ところがその道路に対する財源については大蔵省のほうでもなか／＼出し渋つておる。費用だとか何とかいうのは煩雜で行つてしまつと、こういうようなことでは、私はいつまでたつても道路の完全な改修だとか、又計画ということでは

きないと思ふのですが、今後大蔵大臣は道路に対してどれだけの熱意を持つて、そして財源の面についても捻出して行きたい、こういうような一つの考えがあらますれば一つ披露して頂きたいと思ひます。

○三浦辰雄君 それに関連しまして。昨日の新聞にも出ておりましたが、織維税その他のいろ／＼な関係がありますので、政府としては実行予算で、できるだけ緊縮した実行予算を出すべきである。予備費の関係もあつたうぶに減つておりますし、その気持はわかるのです。又一方この公共事業費等につきましても一割程度を一応減すかも知れないからという、実行に當つて節約を命ずるかも知れないからといったような意味で、それ／＼部内としてはおや／＼になつておるうちに聞いております。一応御尤もの点でもありま

が、私は今道路に対してどういふうな固い決意が考えられるかという近藤委員の質問に関連してです、今度の例えは実行予算を組みます場合です、こゝいつた道路の問題、更に大臣も御存じだと思ふのですけれども、日本のいわゆる資源のうち、遊休資源も見られる、山林の林道の問題ですね。殊に大臣も御承知の治山治水協議会で取上げた項目のうち、本年度予算で著しく減つてゐる昨年に比べて減つておるところの経費、そういうものも画一的に扱うのか、そうではなくて項目によつて緩急を付けてまあ実行予算というものを御検討なされるか。また御決定はないでしょうか、併せてこれらについてのお考え方も附加してお答え願ひます。

○国務大臣(小笠原三九郎君) これは道路の問題につきましても、私どもも今の日本ではこれは非常に是非ともやらなければならぬ仕事であるというこゝとは理解いたしておりますし、今の又財源も大体ガソリン税というものの収入をこれに充てておるのでありますから、まあいわば国のほうから見たときには或る程度の財源がまあ整つておると見ていいのじやないか。但し地方等の財源につきましても、只今も申上げました通り、今後十分の打合せをいたしたい。

それからお話の今の実行予算の点でございますが、でき得るだけ私は実行予算といふものは物件費、或いはその他節減し得るものからしよう。これは是非やらなければならぬと存じております。併しそれだけではなか／＼といううな場合については、これは今三浦さんのお話のように、やはり緩急よろしきを得るということで、又各省と相談をしなければならぬので、各省のそれ／＼のお立場についても十分了解した上でこれに処したいと考えております。

○委員長(深川タマエ君) 他に御発言はございせんか。

○委員長(深川タマエ君) 別にないようでございますが、暫時速記をやめまして、今後のお取扱ひにつきまして……。

○三浦辰雄君 私はこの法案につきましてはですね、すでに質疑も非常に続けたことですが、この際質疑の打ち切りの動議を提出いたします。(賛成)異議なし(と呼ぶ者あり)。

○委員長(深川タマエ君) それでは質疑を打ち切ることに御異議はございませ

んか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(深川タマエ君) 異議ないようでございますから、質疑は打ち切ることにいたします。速記をおやめ下さい。

「速記中止」

○委員長(深川タマエ君) 速記を起し第十九回国会、建設関係諸願並びに陳情を議題にいたします。

先ず諸願の部、河川局関係、第二千六百四十三号、これに對しまして建設省側の御意見をお聞かせ下さいませ

○田中一君 この問題については前回の経緯もありまして、葦池建設技監の出席を求めます。

○委員長(深川タマエ君) 速記をとめて下さい。

「速記中止」

○委員長(深川タマエ君) 速記を起して下さい。

○田中一君 今の諸願の内容につきましては、菊池技監も調査委員会的なものを設けるということをお返言しておつたのです。現在で以てこれは持ちたいということをお返言しておりましたので、それが一つ、それから二つは、私は現地の調査をこの休会中に当然委員会がすべきものだと思ふのです。私はそのような理由からこの諸願は採択すべきものと考えております。

○三浦辰雄君 私は前段の、いわゆる現地にこの原因を究明するといふ調査会という名前を付けたのが適當なのか、別の名が適當なのか知りませんが、あれども、いわゆる現地の技術者諸君があらゆる角度からその原因を究明する

ということとは、今後における同種の災害を考へる場合において非常に望ましいことだと思ふから、私は前段は賛成をいたしたのですが、後段の部分ですね、議員諸君が行くという問題、これは私はその専門家の究明の結果或る程度の結論と言つて語弊がありますが、或る程度の調査が済み、研究が進んだならばともかく、今日の段階では必ずしもこゝに行くとすることは必要ではない。又或る場合におきましてはこの原因が究明されない前に、そのま

だ原因の不明確な際に行つてとやかくいふような問題を起すというやうなことも或る意味においては避けなければならぬのではないかと、私はかういふふうに思ふ。ですからこの諸願を採用するか採用しないかというのは皆さんの御意見だろうが、私はこの問題については二つについてそういううな考へを持つてゐる。

○田中一君 この議員派遣の問題はもう何もこれは正規にすぐ何する必要もないのですから、これはやはり同僚議員がその実情について紹介者になつて請願してゐるのだから、一応受けたいと思ふ。時期の問題は、今度の休会中に行つて、もう次の休会中に行つて、時間の問題は別問題だけれども、少くとも議員派遣をしてくれといふ諸願に対しては委員会としては当然受けたいと思ふのです。いつ来てくれ、明日来てくれといふのじやないです。三浦君、この点は地元の要請には応えていいじやないですか。義務付けられておるのじやないから、一遍行こうというやうな軽い程度で一応請願を受けることは僕はいいじやないかと思ふのです。

○委員長(深川タマエ君) 念のため建設省側の御意見をお聞きなさいませうか。

○政府委員(米田正文君) この問題は只今田中委員からもお話ございましたように、菊池按監から一応御説明をいたしたと存じます。詳しくはそれのとき申上げたと思いますが、この破壊の原因については、我々まあその当時から原因の究明は今後の対策の一環として必要なことを痛感をしていたしております。で、早速地建に命じて調査をされたのでございます。で、一部の報告書はすでに出て来ておる実情にございませう。併しなお内容において継続して調査すべき問題もまだございませう。引続き調査をいたすつもりでございます。

ただお話のように調査委員会というような銘を打つたものをするということとは考へておりません。地建を中心として、必要に応じて他の必要な技術者を参画してもらつて調査するという意味で、地方建設局長が調査の中心となつて調査をするような考へ方をいたしております。実質的には大差はないと思ひます。そういう考へ方をいたしております。

○田中一君 今の問題につきまして、前回も言つておるうちに、この鉄害の問題は通産省と関係があるのです。従つて何も遠賀川の決壊云々ばかりでなくて、鉄害そのものが河川敷の下を通つた場合いろいろな障害があると思ふのです。これは何も地元の誰それを入れて委員会を作つてくれというのでなくて、専門にこれを調査をしてくれということなんです。これは地建だけの範囲で以て完成するもの

じやないのですよ。やはり通産省、向うに通産局がありますから、通産局の連中と一緒にやつて、まあ軽い意味の、軽い意味というか、形式的には何

もうんと金がかかるといふのじやないから、両方共通の委員会を作つて、何人かを任命して、そうして徹底的にこれを究明しなければいかんと思ふのです。これは河川局長に言ひますけれども、今北九州の総合開発が議題になつてゐるのです。国土総合開発審議会では、これは鉄害の問題にひつかつちやう。石炭を掘る掘るといふけれども、こういう問題が起るならば、総合開発を阻害することになつてしまふ。そういう面から言つても重大な問題なんです。従つて地建だけで調査してゐるという形のものであつては満足なんで。殊に前回の木村君の質問書に對しましては、通産大臣が、通産省のほうから主として答弁してゐる。この前の請願も通産委員会にかかつてゐるのです。通産委員会ではこちらのほうの建設委員会が採択するかしないかによつて自分のほうの態度をきめるということをやつて来ている、通産委員会では、それを付託換えをしてくれと要求したのですが、してくれないので。さういふやうないきさつもありまして、建設省としても研究すべき何があるのか、通産省が一緒になつて委員会的なものを部内に作つて調査研究するということでないといふ意味で僕は河川局長の再考を促すわけ

○政府委員(米田正文君) この原因は、今のお話が出ました鉄害による地盤沈下の問題も少くとも遠因としては

考えられることとすし、直接の問題としては洪水の問題だと思ひますし、併しなおそれに加えて、この改修

工事が行われた当時における遠賀川の状況、具体的に言ひますと、あの決壊箇所は昔川の流れ道に沿つておつた一つの流路であつたやうな原因、それから地質的な原因といふやうな、いろいろな事情に非常に広範囲のものがあつて。従つて今のお話のように、関係の者を十分集めてやれといふ御趣旨については、我々も十分尊重して行きたいと思ひます。これは通産省関係がさういふ鉄害についての資料を持つてゐるのでありますし、必要に応じてさういふものを関係者で協議をして行つて、なおその他にいろいろと関係の資料を必要とするところがありますから、さういふ人にも相談をしながら調査をしたいと思ひます。御趣旨としては私も同感でございます。ただ正式に銘打つてこれといふやうなことは考へておりませんでしたが、このことを申上げておるのですが、趣旨は御尤もと思ひます。

○田中一君 官制の何とかかんとかわりつかしいことを要求しておるものではないと思ふのです。最小限には……です。さういふやうな部内のもので以てやるといふことで採択しちや御迷惑になりませうか。

○政府委員(米田正文君) 迷惑といふほどのものではありませんが……。

○石川榮一君 この問題はいつもこうなつて来ておりますので、みずからも責任を感じておる。これは建設省だけの問題ではなく、通産省と関連するのですけれども、少くとも遠賀川の改修計画といふものは、鉄害を対象におか

ないで改修計画は立たないといふ一つの実例ではないか。この問題は建設省だけで可能なものかどうかわかりませんが、可能な範囲において、或いは粘土板を下げるとか、或いは適切な処置があると思ひますが、こんなふうな地下を大分掘さくしておるといふことの影響のあることも否めないと思ふ。さういふ面から考へて、大きく考へて御研究を頂いて、対策を成るべく早くきめて頂きたいと思ひます。さういふ意味で私はこの請願の採択には賛成です。

○委員長(深川タマエ君) 採択することに御異議ございませうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(深川タマエ君) 御異議ないやうですから採択に決します。

次は同じく河川局関係で二千六百四十六号、これに對して政府のほうから……。

○政府委員(米田正文君) これは現在徳島県で実施いたしております長安口ダムの建設に伴う用地水没の補償問題でございますが、この補償に關しましては、もうすでに御承知の通り、政府の方針としては電源開発に伴う用地補償に關する要綱がございまして、その要綱を基準にいたして、補償の実施をいたしておる。このダムについても同様でございます。また全部の補償が済んでおらないのでありますけれども、私どもとしては、少くとも今年度に入りまして、できるだけ早い時期に解決をしたいといふことで、果にもその旨を伝えておるのであります。ただ最近いろいろとほかのダムの用地費の問題等が大部分問題になりまして、それが他の各地のダムに影響していろいろと問題

を起しております。これは直接その影響を受けたかどうかよく私どもにはわかりませうけれども、他のダムにもいろいろと問題を起しておりますけれども、今日としては、私どもは政府の現在の要綱をどこまでも基準にして行きたいといふ考へ方を持つております。

○委員長(深川タマエ君) 採択することに御異議ございませうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(深川タマエ君) 御異議ないやうでございますから、採択に決します。

次は同じく二千六百五十号、これについて政府側の御意見を伺ひます。

○政府委員(米田正文君) 宮城県鳴子ダムの補償に關する請願でございます。

これは先ほど徳島県の場合に申上げましたように、政府の補償要綱を基準として、現在東北地建が現地と折衝いたしておるのでございます。ここにははつきりと田子倉ダム水没犠牲者と同じ補償をせられたいといふ意味が盛られてございまして、私も私どもとしては、どこまでも政府の要綱を基準にしてやりたいのでございまして、田子倉のダムはまだ決定を出しておらんのでございまして、あれは今後どういふ情勢になるか、非常に重大な影響のある問題でございます。で、我々としてもあの田子倉のダムに對する補償については意見を述べざるつもりでございます。従いまして、新聞等で発表になつた通りに実行になるとは私もまだ考へておりません。

○委員長(深川タマエ君) ちよつと皆さんにお諮り申し上げますが、政府の方々が御発言になつてゐるのは政府側の

あるそうでございますから、親切にその趣旨を添えまして又請願者のほうに伝えることにいたします。
ちよつと皆さんに申し上げます。速記をおやめ下さい。

〔速記中止〕

○委員長(深川タマエ君) それでは速記をおつけ下さいませ。では宅地建物取引業法の一部を改正する法律案につきまして提案理由の説明を聞くことにいたします。

○衆議院議員(久野忠治君) 只今議題となりまして宅地建物取引業法の一部を改正する法律案につきまして提案の理由とその内容を御説明申し上げます。宅地建物取引業法が施行せられましたのは、昭和二十七年でありまして、本年が二年目に当たるわけでありまして、この間実施の実情を顧みましますとき、業者の登録手数料の額等につきまして若干実情に副わぬ点があり、又、本年が登録更新の年度に当る関係もありますので、この際次の二点を改正する必要を認め、ここに本法律案を提案いたしますこととなつた次第でございます。

本法律案の内容といたしましては、第一に、登録手数料に関する規定の改正でございます。現在の規定によりまして、当初の登録及び更新の登録、共にその手数料は一律に三千円以下ということになつておるのであります。勿論その額につきましては、都道府県が実情に即して、三千円の範囲内において条例で定めることになつておるのであります。各都道府県は、登録手数料としてその最高額である三千円乃至はほそれに近い額を定めているのが現情であります。然るに更新の登録は、当

初の登録に比べてその手数料も簡単であり、それに要する経費も少額で済むわけでありまして、これを千五百円以内に改めたのであります。

改正の第二は、都道府県に宅地建物取引業審議会を置くことができる旨の規定を加えたことであります。

審議会は、地方自治法によりましても自発的に置くことができるのであります。審議会の設置を奨励する意味におきまして宅地建物取引業法中に、審議会を地方自治法の規定により置くことができる旨を規定し、業者の質の向上並びに改善、又は取引に関する苦情等の処理に当らせようとするものであります。

以上が、本法律案の提案の理由とその内容でございます。何とぞ慎重御審議の上、速に御可決あらんことをお願いいたします次第でございます。

○委員長(深川タマエ君) 質疑は後に廻しまして、今日はこれから請願の部で、道路局関係の審議のほうに移ります。第二千六百十三号。

○政府委員(宮澤凱一君) この請願の趣旨は、青森県弘前市と私田県二ツ井町を結ぶ道路を県道に編入されたいという請願でございます。

これも前に問題になりました準用河川の編入と同じ場合でございますが、県が認定するわけでございますが、建設大臣はこれを認可するという立場に立つております。この内容を見ますと、途中に県道もあり県道認定の基準に合うものと考えますが、正式に申請がありましたならばそれによつて措置

したいと考えます。

○三浦辰雄君 これはいわゆる二県に跨つてゐる問題なんです、今のお答えという御説明だと、正式にその認可申請が出て来たらこれは認可に該当する路線であると認めると、こういう意味なんですか。

○政府委員(宮澤凱一君) さようでございます。

○石川榮一君 こういうものは県から出さないうちに本省のほうで認めるといふことを宣言できますか。

○政府委員(宮澤凱一君) それはできません。認定するのは県が認定するのでありますから県議会の議決が要るわけなんです。

○石川榮一君 これもどうですか、保留して、親切にその意を尽して、あなたの方からでも通知してやつたら……。

○三浦辰雄君 その取扱ひ、つまり保留にして前の河川局の京都の場合の例に準じて、一つこの委員会の事務局から念のため親切にお知らせを願うということでお取計らいを願つて結構だと思ひます。

○委員長(深川タマエ君) では保留にいたしました。親切に今度は請願の方法につきまして指導と申しますかね、示唆を与える返事をいたすことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(深川タマエ君) では御異議ないようですからさよう決定いたします。次は第二千六百六十七号。

○政府委員(宮澤凱一君) 本件請願の内容になつております岡山市内旭川にかかるべき橋の架設改修についての促進をしてもらいたいということであ

りますが、この内容につきましてはすでに前々から請願以外にも非公式に検討いたしました事情は私も承知いたしております。

ここに請願の内容にも書いてございまして、今日まで放置されておる理由といたしましては、主な理由は市の財政上の関係、なお国の関係といたしましてはそれらを脱み合しての国の事業として補助対象として取上げるかどうかという問題であります。御承知のようなガソリン税法の裏打ちといったしまして、道路整備五カ年計画等が策定されております現在からいたしまして、この橋の改修につきましても同様の計画の中に一応盛り込むことにいたしました。今後の解決をなしたい、かように考えておる次第でございます。

○委員長(深川タマエ君) 採択いたすことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(深川タマエ君) 御異議ないようでありますから採択に決します。次は計画局関係の請願で第二千六百四十四号でございます。武井さんからちよつと複雑でございますので説明してもらいます。

○専門員(武井篤君) 特に請願の要旨と理由を説き上げます。

一、請願の要旨
電源開発及び多目的ダムの建設並に道路・鉄道の建設等の公共・公益事業の促進を図るため土地収用法の一部を改正せられたい。

二、請願の理由
電源開発及び多目的ダムの建設並に道路・鉄道の建設等の公共・公益事業の促進を図るため土地収用法の一部を改正せられたい。

の自主経済の達成上、欠くべからざる緊急の国家的要請であり、これに関連して起る損失補償問題を、公正且つ迅速に解決する制度の確立が、当面の課題となつておることは御高承の通りであります。

この問題に就ては、関係諸官庁におかれども、目下種々御検討中の趣意開致しますが、これに関連して必要な土地収用法の一部を速かに改正せられるよう、御参考までに資料を添付して請願致す次第であります。

以上であります。

○鹿島守之助君 土地収用法の一部改正に関する請願に所見を述べさせていただきます。

本請願の要旨にあるごとく、公益又は公共事業である電源開発その他利水或いは治水事業に必要なダム、又これらの目的を併せ持つ多目的ダム等の建設工事、更に交通運輸のための道路、鉄道の建設工事について、近來の状態は地元問題の解決が遅れ、従つてこれら重要国策である基本産業が遅れることが多くなり、実に我が国の現在、將來のために遺憾に堪へません。

この点は電力会社のみならず、建設省、農林省等の官庁工事も皆同様であります。然るに地元問題に関する起業者と被補償者との示談ができぬ場合は、法的解決としては土地収用法によることができるのであります。これがなかなか煩瑣であつて、手数と長時間を要し、緊急工事には間に合はず、従つて折角あつても利用されてないといふのが実情であります。現行土地収用法は以前のものに比べて官権の一方的に措置には幾多の制約が加えられて

いるが一面民主的条文が多くなり、例
えば知事が事業の認定に当り、第三者
の意見を聴取し、或いは公聴会を開い
て一般の意見を求め、又は利害関係人
に意見書を書を提出する機会を与える等
の条文があつて、これに煩わされて事

業認定は急速には与えられないので従つて収用委員会の裁決までには容易易に持つて行けない実情にあります。

特に水力発電工事では、工事に先立ち水利使用の許可、いわゆる水利権を

得ることが必要でありますが、知事はこれを許可するに當つて、地元の希望意見を聞き、補償問題の見通しがつくまではこの許可を抑える傾向が多く、従つて起業者は自分の事業の緊急性に鑑み工事を急ぐ余り、止むを得ず過大の要求を甘受せねばならない立場に置かれております。補償のごときは示談ができねばこれを解決する収用法があるにかかわらず、これを速かに利用することができぬ事態にあることは、知事の水利用許可取扱の問題として別に取上ぐべき重要問題であります。収用法を利用することのできぬ一原因ともなつておるのであります。

よつて本請願は現行土地収用法の改正によつて迅速且つ公正な補償を決定して、公共、事業の促進を図らんとする念願にはかならぬものであります。

なお請願に添付せる改正案要綱は、希望する事項を参考に掲げたものであり、改正の資料に供して頂きたいと存するものであります。

要綱中主なるものにつき説明します
と、第一は第一項であります。即ち土地収用法は従来官権の觀念を与えておるので、これを民主的に名称を変更して、例えば「土地等利用関係調整法」

ತುಸುನುಯುಯು

第二は第四項であります。即ち事業認定に当り知事は法定の要件を備えておれば現在を認定することができるとあるが、これを必ず認定せねばならぬものとする。

第三は第十項であります。即ち輪旋が不調に終つたときは、法第四十条による起業者と被補償者との協議を要せず、直ちに収用、又は使用の裁決を申請できるものとする事。

第四は第十三項であります。即ち公正中立なる裁決を期するために、現在知事の下にある取用委員会を、総理府にある土地調整委員会に所屬替えをなすとし、「都道府県土地調整委員会」とすること。尤も委員は都道府県の議会の同意を得て土地調整委員会が任命する、このためには土地調整委員会設置法の一部改正が必要となる。

第五は第十四項であります。即ち損失補償の具体的な算定基準を政令を以て定めること、昨年四月ダムによる水没地の補償要綱が電源開発調整審議会の決定を経て閣議の了解を得てはいるが、これは参考資料というだけであつて拘束力がないから、この種のものを更に検討して、政令による補償算定基準としたい。

以上申述べました趣旨に御賛同の上、本請願を採択されんことを切望するものであります。

なお、現在田子倉等における用地問題の国民経済に及ぼす影響の重大性に鑑み、何とぞ本委員会においては継続調査案件中に本問題を取上げて頂きたいのであります。

○委員長（深川タマ子君） 計画局長御意見がございますか。

○政府委員(並江操一君) この二千六百四十四号の請願と同趣意と思われるが、請願が過般各般に亘りまして提出されておる様に承知いたしておりまして、即ちここに挙げておりますところを拝見いたしましたし、二千六百三十四号或いは二千六百四十五号、更には二千六百六十八号、二千六百五十五号等、各般に亘りましてこの請願、陳情がされておるわけであります。

これらの請願の内容から判定いたしますと、先ず起業者の立場といたしましては、できるだけこの補償問題を早急に解決して、電源開発或いはダム工事等の起業を促進するような条件を早く作つて欲しい、こういうことであります。

それから一方は、この犠牲者側の立場といたしましては、当該犠牲町村に、水没になります先ず町村そのものを更生する。ような措置乃至は犠牲者である個人々々をそれら救済する措置としての補償問題、乃至はこれを総合開発計画と脱み合して、この生活更生等の措置を講ずる方法を講じてもらいたい、こういう点がその請願のおおむね帰一いたしております点でございます。

補償問題は、本委員会がかねて非常にこの問題につきましては御審議を願ひまして、御承知のような土地収用法の新らしい制定を図つて頂きました。

し、なおこの前の国会におきましては、戦後農地改革法を以て取上げ、これが実施を以て見つつあるような状況でございます。かような経済的な乃至は社会的な諸事情からいたしまして、収用法の現在の活用状況も極めて活発に相成つて

来ておりますので、ごさいまして、
昨年制定されました韓旋制度につきま
しては、現在までのところでも昨年度
を通じて七件の大きに達しておる
ような状況でございます。

そこでこれに対する私どもの考え方
といたしましては、以上のような状況
から判断いたしましたして、先ず現在の制
度を十分活用したいというふうに考え
ております。

この請願の上でも、現在の収用法を否定するという考え方ではごさいませんで、むしろこれを活用しやすくする方法をできるだけ講ずる手段といたしまして、或いは収用法の名称を変えてみたらどうか、或いはこの斡旋の場合の手続を直ちに裁決に移すようにし

て行つたならばどうかというふうなことでありまして、そういう考にきまつて取用法のできるだけ活用を圖するという点につきましては、私どももさように考へておるわけでございます。併し現在現行法を以て十分かと申しますと、この点についてはなお研究する余地が非常にあるようでございます。その点につきましては、これらの請願の趣旨とも睨み合せまして、私どもかねてこの検討はいたしております。いず

れ成案がまとまりましたならば又国会
方面とも御連絡の上で検討をお願いし
たいようにも考えておるわけでござい
ます。

ただこの請願の土地収用法の改正の要綱として掲げられました個々の事項につきましては、私どもも多少の意見を持つております。殊にこの裁決機関等の組織なり或いは委員の任命方法なりというものにつきましては、これは私どもも意見を持つておるわけでこ

さいます。則ち成るならこの素行が、
としての収用委員会の組織、或いは現
行の委員会の制度、これはやはり現行
制度をできるだけ中心に動かして行
く、まあ補償機関そのものが甲から乙
の機関へ、乙の機関から丙の機関へと
いうふうに移転することは却つてこの
補償措置を早急に解決するゆえんでは
ございませんで、公正であり、この強
力な権限を持つ機関というものは、や

はりこれは単一であつて、而も権限といたしましては公正な立場に立つて運用するといふ建前なのが、多岐に亘つておつては却つて問題を、補償の解決を促進するばかりでございませんで、却つて複雑にするような關係もございます。殊に土地調整委員会との関

係でございますが、これは現在の取用
法の中におきましても、土地調整委員
会というものと關係を御承知のよう
に取上げております。土地調整委員は
本来の性格は、これは鉱業権と農地と
の調整というものを中心に紐立てられ
た委員会の組織でありまして、そうい
う点からいたしまして、この取用にな
ります問題の全部に現在關係いたして
いるかと申しますと、そうではござい
ませんで、鉱業と農業との關係を土地

取用調整と言われる観点に立つて設立されたものでありまして、そういうた経緯から見ても、取用法でもこの委員会との協議連絡ということはおつてお

りますか。取組委員会の案件全部が議
整委員会に連絡されるような仕組みに
なっております。そういうふうな点
等からいたしまして、その委員会の組
織等についての御意見については政府
といたしまして、建設省といたしま
しても多少の意見を持つていることを

附加えさして頂きます。

以上が私の考え方でございます。

○田中一君 私はこの土地収用法の審議の過程においても、この今請願になつてゐるような点については随分強い質疑をしておたのであります。この問題は無論施行者側だけの、提案されてゐるところの土木関係者等からの請願じやなくて、これは無論補償されるほうの側、水没される側のほうも同様な気が動いてゐるんです。併しなから現在政府は一応さつき請願者から御説明があつたように、二十七年四月の補償要綱で示された一応の例がありまして、これでは不十分なんです。第一に抜本的にこの問題を解決するにはどうしても補償というものを立法化して、誰でも安心して自分の財産なり何なり提供するという形がなければ、これはその単なる土地収用法の改正のみではこれは目的は達せられないと思ふ。殊に屋上屋を架するような特殊委員会というものを今建設局長はいふ案だといふような気持を持つて提案したと言つておられますが、私はこんなものは必要はないと思ふ。成るべく簡素化したほうがいい、成るべく直接に交渉せしめて早くやつたほうがいいと思ふのであります。さて補償問題にぶつかるとこの問題が解決されない、そのために長引くのであつて、補償という問題が立法化されて、誰もが法律によつて安心して自分の土地を提供し得るような形になれば、先ほど言つたような田子倉ダムのような大きな補償金を要求するようになつてはならない。それから又力によつて泣き／＼少額の補償金で以て辛抱するようになつてはならない。

るのであります。要は補償方法が立法化されて、政令ぐらゐりやあきたらないのです。立法化されて、日本の小さな四つの島々の総合的な開発事業がどしどし行われるようなことにならなければこの問題は解決されない。私はこう考へるのです。

○政府委員(建設局長一君) 補償基準を一つこの立法化するといふ問題は、ここでは政令形式を以てということにいたしておりますが、今の御質問は法律形式を以てしたならばどうかということでありまして、現在でも、先ほど御質問の中にもございましたように、昨年でございましたが、二十七年と申上げましたのは間違ひでございます。二十八年でございます。二十八年におきまして電源開発に伴う補償要綱というものを、これは閣議決定という形式を以ちまして補償基準が決定されておるわけでありまして、なおその他の公共事業につきましても、建設省所管の部門につきましても、これ又この公共事業の施行に伴う補償要綱というものを、これは建設省の訓令形式を以てこれは一応部内に通達をいたしまして、それに基づきまして補償の基準を立て、補償金額を算定いたしておるような方法をとつたわけでありまして、そういうことでありまして、この一つの補償基準というものをできるだけ全国的な視野に立つて補償基準を立てて、個々の、今までとつておりました個々の場所の判断、裁量等によつていわゆる地域的な不公平が起らないように、或いは起るの種別によつて不公平が起らないように、こういう点の配慮は実はとられておるわけであると存じます。併しなからその運用等を見て参りまして、殊に今回の田子倉の事例等に見て参りましても、この補償要綱が完全に実施されておりますかと申しますと、必ずしもそうではない。田子倉の例等は、これは先ほど河川局長からも意見を申述べましたように、補償基準に実はよ

つておらないんであります。そういう点からいたしまして、政府としてはこの解決にかなり苦慮いたしております。意見も持つておるような状況であります。少くとも法律形式を持てばこの補償基準のつまり破れるべきものが破られないといふことには言われるかも知れませんが、それだけにこの尺度としてはかなり抽象的な尺度に陥らざるを得ない、こういう点も併せて考へておかなければならぬと思ふのであります。従つてこの立法化することがこの補償問題の解決の全部をさばくかと申しますと、結局やはり個々のケースに裁量を加へなければならぬ余地は必ず起る。で、それをさばく方法はどういうことになるかと言いますと、結局それは現在考えられてゐる収用委員会のこの公正な裁定機関というものの手を煩さなければいけないという問題に集約されて来ると、こういうことになるわけでありまして、そういう意味合いからいたしまして、私どもこの立法化は決して反対ではございませんが、おのずから限度がある。で、それにこの補償の解決の大きな期待をそのみにかけて行くといふことは果してできるかどうかといふことについて、まだ内容等はいろ／＼検討する余地がございますが、検討の余地が大いに残されてゐると、こういうふうな考へ方で現在のところ進んでおるような状況であります。

る。一年早く締切りをして発電ができれば利益があるんです。併しなからこれは公共事業である限り、ただ利潤追求のみでやつておる事業じやないので。そういうふうな今言う田子倉のようにつた一千万円余分にやれば数億の利益がある。決してこれは高いものではない。それにもかからず一年又延びたんじや困る。計算の上で一千万円出したほうが利益になるというのが、この点に問題が残る。そういうことはあり得ると思ふ。一年早く発電すればそれだけ会社は収益があるのだから、だからそういう点が法律形式だけで以て全部を決定するのではなくて、せめて精神的にも法律でそれを守つておるのだという意思表示があつたほうが、そうした紛争を緩和するといふ役目を果たすのではないかと、こう考へる。場合にやれば余分に払つても一年早くできたほうがいいんだということがあつたのですから、そこに個々のい／＼のケースが出て来るのです。国の場合は恐らくそういうことではないと思ふ、国の場合はね。田子倉ダムを作る場合余分にやろうなんというところは恐らくないと思ふのですが、電源開発会社と言ふか電力会社は、恐らくそういうことでは補償の一応の額は違ふのではないかと、こう考へるのであります。そういう点を規制して、受けるほうも満足し、無論出すほうも一応の基準で出すという形にしたほうがスムーズに行くのではないかと、この請願について

はだん／＼お話がありますように、こ

の収用法を改正してゆくときの、ここに書いてある要綱といつたようなものを一々肯定しての問題に思ひますと、議論がいろいろと出ると思ひます。

併し鉄業法におきましますところの地下資源に対する或る意味のいわゆる保護と言ひますか、その開発に當つて政府のほうとしてはいろいろの便宜を与えておるようには、やはり利用しなければならぬ水資源の早期開発に當つては或る程度今よりもつと政府としても考えなければならぬのではないか。併しそれは埋没されたり或いは移転を命ぜられたりするその住民の犠牲の上においてといふのではなくて、そうして又その事業を営む人の非常な犠牲においてといふのではなくて、成るべく円滑に連かなうにその目的が達せられるという方向は今よりもつと強く打出されるべきであるという私は考えを持つておる。そういう意味でこの内容を認めるという意味ではなくて、ここに書いてあります請願の趣旨に合ひまするような意味合いにおいて、私はこの請願を採用したらば如何かということをご提案申し上げます。

○石川榮一君 私も大体三浦君のお説に賛同するのですが、この参考としての資料については若干の検討を要する点もあり、或いは追加しなくちやならん点もあると思ひますが、この請願の趣旨そのものの上からは、現在このダムの補償というものが非常に滞滞している。建設業者も困るでしようが、起業者も困る、又犠牲になる人たちが困る。お互いに困ることは帰一しておるのですが、ややもすると紛争が長引くというように思われるので

す。今までの建設省のやり方について非常に私も不満な点があるわけですが。土地収用法の改正案等をめぐりまして随分我々も議論したのですが、幹旋委員会等ができましたならば、それが盛んに活躍をして実効を挙げてくれればこういうことはなくなると思ひますが、もうすでに一年近くたちますが、もうこういうことがあるということでは、非常に遺憾であります。でありますからこの請願の趣旨に私も賛成であります。ただその参考資料の点につきましては検討を要するものがあり、もつと追加するものがあり、或いは犠牲者に対する限りの補償を十分できるような算定基準をきめてそうして早くやる。少しは補償を高くしても迅速を尊ぶ。そういうことによつてこの事業の推進が図られ、又犠牲者も非常に早く解決して助かつたというところへ持つて行きたい、そういう意味合いからこの請願の趣旨に私は賛成したいと思ひます。

○田中一君 今の石川君の言つた参考資料という内容を含まないものに対しては私はこれに絶対に賛成です。ただ参考資料の内容を含んでゐるものになりますという問題があります。○鹿島守之助君 それはその通り参考は参考です。それは三浦委員や石川委員の言われたように、参考ですからどうぞ自由によつて……

○三浦辰雄君 なおこの機会に、この委員会としてもこの補償の問題というのは、調査案件がいいのかというこの問題については、一層この委員会の性質上取上げて研究を進んですべきものと、こういうふうに思ひますから、併せてお諮りを願ひたい。

○石川榮一君 先ほど鹿島委員からも、最後の発言の中に、これらの問題も含めて継続して研究して欲しいという御希望があつたのでありますが、地元の方の犠牲者から私ども盛んにそういう要望があるのです。従いまして今度ダムの補償地が全国多数に亘つておる。それらの人たちは東京に集つて右往左往して狂奔しているという状況から考へても、このままには置けないと思ひますから、起業者の立場等も考へ、又犠牲者等の立場等を考えますときに、このままでは置けませんから、是非当委員会においてこの問題と取組んで抜本革新的な新しい案をお作り頂くように私どもお願いしたいと思ひます。

○田中一君 この前の請願の残りに、その問題は若干残つたような請願があつたように思つたのですが、全部やつてしまつたわけですか、皆そういうことを申合せてあつたと思ひますが、そうでなかつたのですか。

○委員長(深川タマエ君) ちよつと速記やめて下さい。

○委員長(深川タマエ君) 速記を起して下さい。

○田中一君 今の石川君の提案至極大賛成です。そこで、閉会になつたあとでもその問題について一つ取組んでみようじやないですか。その意味で重要な一項目として取上げて調査案件に持込むことに賛成です。(賛成と呼ぶ者あり)

○委員長(深川タマエ君) それでは本件は採択いたすことに決し、そしてこの補償の問題につきましては、建設委員会といたしましては引続き継続審査に持込みまして、抜本革新的な対策を講ずるという方法にいたしますことに御異議ございませんか。

○委員長(深川タマエ君) 御異議ないようです。速記をやめて下さい。

○委員長(深川タマエ君) 速記を起して下さい。

目下通産委員会に付託されております砂利採取法案につきまして、通産委員会に対し連合委員会を開くことを申入れますことに御異議ございませんか。

○委員長(深川タマエ君) 御異議ないようです。速記をやめて下さい。

○委員長(深川タマエ君) 又、地方行政委員会に付託されております奄美群島復興特別措置法案につきまして、地方行政委員会に対し連合審査を申入りたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(深川タマエ君) 御異議ないようです。速記をやめて下さい。

○委員長(深川タマエ君) 御異議ないようです。速記をやめて下さい。

○委員長(深川タマエ君) 御異議ないようです。速記をやめて下さい。

○委員長(深川タマエ君) 御異議ないようです。速記をやめて下さい。

○委員長(深川タマエ君) 御異議ないようです。速記をやめて下さい。

と、こつちがふいになりますから、少くとも明日の午後でなければ連合委員会は困る。

○委員長(深川タマエ君) なお日時等は両委員長において協議の上決定したいと思ひますから、委員長に御一任願ひますか。

○三浦辰雄君 委員長に御一任申し上げることは異議ありませんが、前からのこの委員会のスケジュールの次第もありますから、午前中は道路を上げるためにこれを避けて、そうしてその他の時間の一つお取計らいをお願いしたい、念のためお願い申し上げます。

○委員長(深川タマエ君) では只今の三浦委員の仰せになりましたように取り運びますことに御異議ございませんか。

○委員長(深川タマエ君) 御異議ないようです。速記をやめて下さい。

○委員長(深川タマエ君) 御異議ないようです。速記をやめて下さい。

○委員長(深川タマエ君) 御異議ないようです。速記をやめて下さい。

○委員長(深川タマエ君) 御異議ないようです。速記をやめて下さい。

○委員長(深川タマエ君) 御異議ないようです。速記をやめて下さい。

○委員長(深川タマエ君) 御異議ないようです。速記をやめて下さい。

○委員長(深川タマエ君) 御異議ないようです。速記をやめて下さい。

五月二十九日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(衆)

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

第四条第三項中「三千円以下」を「前条第一項の登録については三千円以下の、同条第三項の登録については千五百円以下」に改める。
第二十二條の次に次の一條を加える。

(宅地建物取引業審議会)

第二十二條の二 都道府県は、都道府県知事の諮問に応じて宅地建物取引業に関する重要事項を調査審議させるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八條の四第三項の規定により、宅地建物取引業審議会を置くことができるものとする。

第二十三條中「この法律」の下に「（前條の規定を除く。）」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十九年六月十九日印刷

昭和二十九年六月二十一日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局